

今回的小委員会で扱う健康被害情報について

1. 制度等の概要

- 各都道府県知事等が把握した機能性表示食品等の健康被害情報については、関係通知（※）に基づき、厚生労働省に報告されることとなっている。

※関係通知

- ・「機能性表示食品等に係る健康被害の情報提供について」（令和6年8月23日付け健生食監発0823第3号）
- ・「指定成分等含有食品に関する留意事項について」（令和6年8月23日付け健生食監発0823第5号・消食基発第190号）
- ・「いわゆる「健康食品」・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」（令和6年8月23日健生食監発0823第4号・医薬監麻発0823第1号）

- 厚生労働省に報告された機能性表示食品等の健康被害情報については、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則（令和6年5月29日食品衛生監視部会長決定）第1条に基づき、食品衛生監視部会の下に設置された「機能性表示食品等の健康被害情報への対応に関する小委員会（第1小委員会及び第2小委員会）」において、食品衛生法上の措置の要否についての検討を行うこととされている。

2. 今回的小委員会で扱う健康被害情報について

- 厚生労働省に健康被害情報が報告され、今回的小委員会において、食品衛生法上の措置の要否について検討を行ういわゆる健康食品8製品の内訳は、以下のとおり。

（1）機能性表示食品等の健康被害情報について

- ① 機能性表示食品
4製品（令和7年10月1日から11月30日まで報告分）
- ② 特定保健用食品
1製品（令和7年10月1日から11月30日まで報告分）
- ③ ①・②以外のいわゆる健康食品
0製品（令和7年10月1日から11月30日まで報告分）

※ 上記①・②の5製品のうち、機能性表示食品等に係る健康被害情報の情報提供義務化（令和6年9月1日施行）の報告要件を満たす製品は、1製品。

（2）指定成分等含有食品の健康被害情報について

- 3製品（令和7年10月1日から11月30日まで報告分）